

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の賛助会員校の皆様へ
専修学校・各種学校生のための

医療分野学生生徒賠償責任保険のご案内

(施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

この保険にご加入いただけた方は、学生・生徒災害傷害保険にご加入の学生・生徒に限ります。

1. 保険の内容

学生・生徒災害傷害保険の賠償事故補償およびインターンシップ活動賠償責任保険では補償の対象とならなかった、「医療分野の学生生徒が医療関連学科の正課および学校行事として日本国内で行う医療関連実習（インターンシップも含みます）中」の賠償事故を補償します。

2. 補償内容

看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬剤科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習（以下「医療関連実習」と言います。）*1に起因して、学生生徒が他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したり、または他人から借りたり預ったりした物（受託物）を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

*1 通学中等傷害危険担保特約付帯の学生生徒については、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学生生徒の住所と医療関連実習が実施される施設の間（当該施設が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設の間を含みます。）を移動する間に行う活動を含みます。

（保険金のお支払いの対象となる事故例）

① マッサージの実習中に、相手にケガをさせてしまった。



② 看護実習中に、入院患者の所有物を壊してしまった。



3. 保険期間

2026年4月1日午前0時～2027年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

4. 補償金額・保険料

(免責金額 なし)

補償内容	支 払 限 度 額		保険料
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円
	対物賠償	1事故につき	1億円
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円

* 1. 保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり1,000円となります。

* 2. 保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

* 3. 学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。

* 4. この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

万一事故が発生したときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へご通知ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険事業取扱代理店 株式会社 第一成和事務所 〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12番3号Daiwa日本橋馬喰町ビル3階 TEL 03-3669-2831
〈引受保険会社〉	幹事 東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 公務第二部文教公務 TEL 03-3515-4133 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
共同保険の取扱い	この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。 各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。 (2026年4月1日現在予定)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

このチラシは医療分野学生徒賠償責任保険（施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員校向けのガイドブックまたは重要事項説明書をよくお読みください。保険契約の詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、補償内容等の詳細については学校または取扱代理店にお問い合わせください。